

国民年金の任意加入の保険料の納付は、口座振替が原則となりました

60歳までの間に保険料の納め忘れや免除を受けた期間がある人や、60歳になるまでの間に年金を受けるために必要な期間(保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて原則として25年以上)を満たしていない人も、申出により国民年金に任意加入することができます。

任意加入する場合(海外居住による場合を除く。)の国民年金保険料の納付方法は、4月1日からは口座振替による納付が原則となりました。

手続方法の変更点 資格取得申出書を提出してもらう際、「口座振替申出書」又は「口座振替によらない事由該当申出書」のいずれかを提出していただきます。(「口座振替申出書」及び「事由該当申出書」は豊岡社会保険事務所及び市民課又は各支所地域振興課の国民年金担当窓口にあります。)

注意事項

1 以下のような場合は、「事由該当申出書」を提出し、納付書で納付していただきます。

- ① 預金口座及び貯金口座がない場合
- ② 資格喪失するまでの期間の保険料をまとめて前納する場合
- ③ 預金口座又は貯金口座があっても、保険料の口座振替納付に対応していない場合

2 任意加入の資格取得日は、資格取得申出日となりますが、同時に提出していただく「口座振替申出書」又は「事由該当申出書」を後日提出される場合は、その提出日が資格取得日となります。

3 任意加入期間が複数年にまたがる場合で、初年度分から前納を希望されるときは、資格取得申出書と同時に口座振替申出書を提出した上で、初年度分は納付書による前納とし、その後の資格喪失までの期間の保険料は口座振替による納付となります。

4 クレジットカードによる納付は、口座振替によらない事由に該当しません。

5 口座振替申出書の金融機関の確認印は任意加入申込時に押印が無くてもかまいません。
※社会保険事務所から金融機関へ確認します。

6 口座振替手続きの事務手続上の都合により、任意加入取得月の保険料は納付書により納付していただく場合があります。

7 口座振替申出書には、預金(貯金)口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等のほか、金融機関の届出印の押印が必要となります。任意加入の手続きには、預金(貯金)通帳及び金融機関の届出印を持参してください。

■問い合わせ 豊岡社会保険事務所 ☎ 0796 - 22 - 3196 / 市役所市民課 ☎ 672 - 6120

～地域の多彩な「才」が、新しい地域を「創造」する～ 地才地創シンポジウム I N但馬

日時 6月7日(土)13時30分～(開場13:00)
会場 養父市立ピバホール(養父市広谷250 養父公民館内)
定員 300人(入場無料)

■問い合わせ 但馬県民局企画調整課 ☎ 0796 - 26 - 3611

LD・ADHD・アスペルガー障害の 幼児・児童・生徒へのかかわり方

日時 5月31日(土)13時30～(受付12時30分～)
場所 和田山ジュピターホール
定員 800人(入場無料)

■問い合わせ 和田山ロータリークラブ ☎(兼FAX)672 - 5435